

## &lt;人材採用をお考えの企業様へ&gt;

無料

# 「移住支援金対象法人」になって 東京圏の求職者にPRしてみませんか？

## 移住支援金対象法人になるメリット

県の公式マッチングサイト『新潟企業情報ナビ 新潟県移住支援金対象求人サイト』で求人を無料公開できる！

求職者に『移住支援金』の対象求人であることをPRできる！

移住支援金とは、東京23区等から新潟県内に移住し、対象法人に就業した方等に、支援金を支給する制度です。要件など詳細は裏面をご覧ください。

採用活動経費の助成を受けられる！

移住支援金対象求人での採用が決まった場合に「早期再就職支援等助成金（UIターンコース）」を受けられます。採用活動及び雇入れを行う前に「採用計画書」の提出が必要です。

詳細は新潟労働局職業対策課助成金センターにお問い合わせください（TEL：025-278-7181）。

## 移住支援金対象法人の登録方法は？

『新潟企業情報ナビ』から登録の申し込みを！

「新潟企業情報ナビ」で検索、もしくは右のQRコードを読み込みください。

新潟企業情報ナビ

検索

<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>


画面右上の「企業の方へ」をクリック

新潟の企業情報発信サイト

新潟企業情報ナビ

新潟県移住支援金対象求人サイト

[ホーム](#) | [企業情報](#) | [説明会](#) | [動画](#) | [社員の声](#)
[企業の方へ](#)


「移住支援金対象求人の掲載を希望する企業の方はこちら」をクリック

企業情報の掲載を  
希望する企業の方はこちら

移住支援金対象求人の掲載を  
希望する企業の方はこちら



新潟県 産業労働部 しごと定住促進課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL:025-280-5635 E-mail:ngt050050@pref.niigata.lg.jp

## 移住支援金対象法人・求人について

### 【対象法人の要件】

以下のすべてを満たす法人等が対象となります。

- 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）ではないこと
- 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業\*でないこと  
\* 資本金概ね50億円未満であって、地域の経済構造の特殊性等から資本金額のみでの判断では合理性を欠くなどの場合に、所在市町村の推薦に基づき知事が認めた法人を除く
- みなし大企業 1でないこと
- 本店所在地が東京圏 2 以外の地域又は条件不利地域 3 であること  
ただし、本店所在地が東京圏であっても、東京圏以外を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する法人は対象
- 雇用保険の適用事業主であること
- 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する法人ではないこと

### 【対象求人の要件】

対象法人要件を満たす法人等が募集する、以下の要件を満たす求人が対象です。

- 週20時間以上の無期雇用契約
- 勤務地が東京圏以外の地域、又は条件不利地域にある企業であるもの

### 【移住支援金対象者の主な要件】

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内へ通勤していたこと

かつ、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に居住又は通勤していたこと

平成31年4月1日以降に新潟県へ移住した方 4

マッチングサイト「新潟企業情報ナビ 新潟県移住支援金対象求人サイト」に  
移住支援金の対象として掲載された求人に応募して新規就業した方

1 本事業に係る「みなし大企業」は下記のいずれかの法人とする。

- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

注意：対象法人の詳細は新潟県ホームページ内移住支援金関連ページ\* 4 その他 新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領中 第5 2(1) をご覧ください。

2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村

4 粟島浦村への移住を除く。